

横浜市板金組合連合会 ホームページ運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、本組合連合会の公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）の運用・管理をするために必要な事項を、定めたものである。

(目的)

第2条

第1項 ホームページは、建築板金資材の生産・販売に関わる方々および組合員への情報提供の手段として公開する。

第2項 一般の閲覧者に対しては、建築板金の仕事および技術を理解していただき、組合員の業務の受注に役立つことを主目的とする。

第3項 IT化社会の中で、本組合連合会は積極的にホームページで情報を発信し、社会と共に進歩し信頼に当たる団体であるというイメージを伝える。

(同一性の保持)

第3条 ホームページのドメインは、hamaban.net とし、将来とも同一性を保つため、ドメインの契約が途切れること無く保持する。

(管理者および管理責任者)

第4条 ホームページの運用、更新及び管理は、本組合連合会長および執行部が担当する。管理責任者は、本組合連合会長とする。

(情報の発信)

第5条 ホームページの管理者は、上記目的に沿った適切な情報を適切な時期に、ホームページに掲載する任を負う。

(組合員参加)

第6条 組合員はホームページの重要性を常に意識し、以下の事項でホームページの充実に寄与する。

- ・掲載すべき情報を知り得た場合には、管理者に進言し掲載を要望する。
- ・掲載内容に不備を見つけた場合、すみやかにその事実を管理者に伝達する。
- ・自社ホームページを公開している場合、自社ホームページ内に、本ホームページへの外部リンクを記載すること。
- ・下記第17条に記載の広告バナー掲載について、知り合いの建築板金資材の生産・販売に関わる会社様がまだ広告バナー掲載をしていない場合には、その旨を管理者に伝え広告バナー掲載獲得に努める。

(掲載の判断)

第7条 ホームページの管理者は、組合員より掲載および訂正の要望があった場合、内容を吟味し掲載の是非および訂正を判断する。

(掲載基準)

第8条 ホームページに掲載する内容は、次の掲載基準に抵触するものであってはならない。

- ・法令及び当組合規則並びに公序良俗に反していないこと。
- ・当組合および建築板金業の品位や技術を汚さないこと。
- ・個人及び他の組織を誹謗中傷していないこと。
- ・プライバシーを侵害していないこと。
- ・知的財産権を侵害していないこと。
- ・虚偽の情報を含んでいないこと。

(各支部ページの掲載内容)

第9条

第1項 当ホームページ内に紹介ページを公開した場合、各支部ページに該当紹介ページへのリンクを掲載する。

第2項 自社ホームページを公開した場合、組合員はその事実をホームページの管理者に伝えること。連絡後に、各支部ページおよび紹介ページに該当自社ページへのリンクを掲載する。

(組合員の自社ホームページへのリンクについて)

第10条 各支部ページから組合員の自社ホームページへ外部リンクする際には、管理者は以下の確認を行い、外部リンク付与の是非を判断する。

- ・該当ホームページに、上記第8条の掲載基準に抵触する事項を含んでいないか。
- ・該当ホームページに、本ホームページから外部リンクすることで、本組合連合会の不利益にならないか。

(紹介ページについて)

第11条 業務にホームページが必要と思われる組合員は、本ホームページ内に紹介ページを公開できる。組合員はホームページの充実のため、積極的に紹介ページを作ることが望ましい。

(紹介ページ公開の申し込み)

第12条 紹介ページを希望する組合員は、管理者に紹介ページ公開の申し込みをする。管理者は迅速に実現のための諸作業を行う。

(紹介ページ公開の費用)

第13条 組合員が紹介ページを公開するには、一定の費用を組合事務局に支払う。公開後の更新費用は発生しない。

(紹介ページの体裁)

第14条 紹介ページは簡易ホームページであるため、また掲載内容に不平等が無きように、各組合員のページは同一の体裁で作成する。体裁の改変に当たっては、上記第7条を適用する。

(広告バナー掲載)

第15条 ホームページには、建築板金資材の生産・販売に関わる会社様等のホームページへリンクする広告バナーの掲載を募集し、広告費をホームページ運営の費用に充当する。広告バナーのデータは、掲載を希望する会社様等より支給を受ける。

(広告バナー掲載の契約)

第16条 広告バナー掲載は毎年4月より1年の年間単位の契約とする。契約の際は覚書を締結する。掲載費用は覚書に記載の費用とする。広告バナーを出稿する会社との連絡は、事務局が担当する。

(広告バナー掲載の拒否)

第17条 本組合と利益相反する会社・団体・組織の広告バナー掲載は認めない。組合員は、広告バナー掲載はできないものとする。

(管理者が責務を負わないページ)

第18条 紹介ページに掲載されている内容については、公開した組合員および法人が掲載の責任を負う。

(免責事項)

第19条 利用者が本ホームページの情報で行った行為によって生じた損害について、当組合連合会は一切の責任を負わないものとする。

(作業の委託)

第20条 ホームページの運用、更新及び管理に関わる技術的作業は、本組合連合会が契約する外部の管理会社に委託することができる。

(公開の委託)

第21条 ホームページの公開は、本組合連合会が契約する外部のサーバー運営会社に委託する。

(委託先の管理)

第 2 2 条 上記のように作業の委託・公開の委託をした場合、管理者は適切に委託先を管理する。
(ホームページ運用の報告)

第 2 3 条 ホームページの管理者は、年に一度運営に関しての報告をする。報告は、契約する外部の管理会社に委託することができる。

(想定していない事項の発生)

第 2 4 条 ホームページの運営に関して、本規則が想定していない事項が発生した場合に、管理者は管理責任者と調整の上で対処する。想定していない事項により、規則の改訂が必要と判断される場合、管理者は規則改定を提言する。

(改廃)

第 2 5 条 本規則の改廃は、理事会において最終判断をする。

附則 (令和 4 年 4 月 1 日)

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。